

# 富士川町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

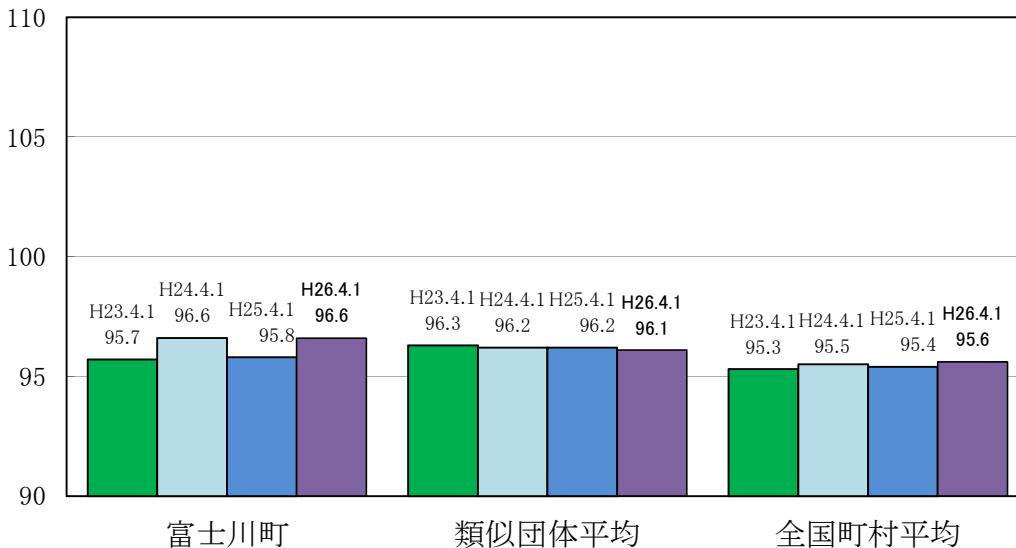
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
25年度	16,272人	千円 7,884,509	千円 314,593	千円 1,260,707	16.00%	17.10%

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 164	千円 580,681	千円 60,661	千円 213,957	千円 855,299	千円 5,215	千円 5,501

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給与月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。  
 ※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、超えている場合について、その理由及び改善の見込み

### (4) 給与改定の状況 人事委員会未設置のため該当なし

### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し  
 [  実施 ] 未実施 ]

#### 実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2.0%引下げ。  
 激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。  
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準0%に対し、富士川町においても0%			
	平成26年度の 支給割合	見直し後の支給 割合 (H30.4.1)	平成27年度の 支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%
富士川町の実支給割合	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富士川町	40.9 歳	308,400 円	388,700 円	381,900 円
山梨県	43.3 歳	338,685 円	423,263 円	376,250 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.3 歳	313,860 円	360,066 円	339,480 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
富士川町	54.5 歳	4 人	281,400 円	321,300 円	318,200 円	—	—	—	—
うち学校給食	59.0 歳	1 人	281,900 円	299,000 円	294,900 円	調理員	45.0 歳	273,900 円	1.09
うちその他	53.0 歳	3 人	274,000 円	303,000 円	301,000 円	—	—	—	—
山梨県	50.4 歳	134 人	346,283 円	398,116 円	372,299 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	48.9 歳	11 人	287,474 円	309,179 円	298,822 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
富士川町	—	—	—
うち学校給食	4,857,250 円	3,687,100 円	1.32

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23～25年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与額の額を加えた試算値である。

③看護保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富士川町	35.4 歳	275,500 円	305,200 円	302,500 円
山梨県	42.9 歳	353,784 円	413,487 円	374,037 円
国	46.3 歳	315,397 円	—	345,048 円
類似団体	42.3 歳	304,293 円	343,227 円	315,199 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		富士川町	山 梨 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	146,700 円	—
	中 学 卒	129,200 円	129,200 円	—
看護保健職	大 学 卒	198,300 円	206,900 円	—
	短 大 卒	188,900 円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（26年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	(11年)261,975 円	(19年)312,200 円	388,300 円	402,300 円
	高 校 卒	円	(19年)285,800 円	357,200 円	388,767 円
技能労務職	高 校 卒	円	281,900 円	円	円
	中 学 卒	円	円	円	円
看護保健職	大 学 卒	円	311,220 円	円	円
	高 校 卒	円	円	円	円

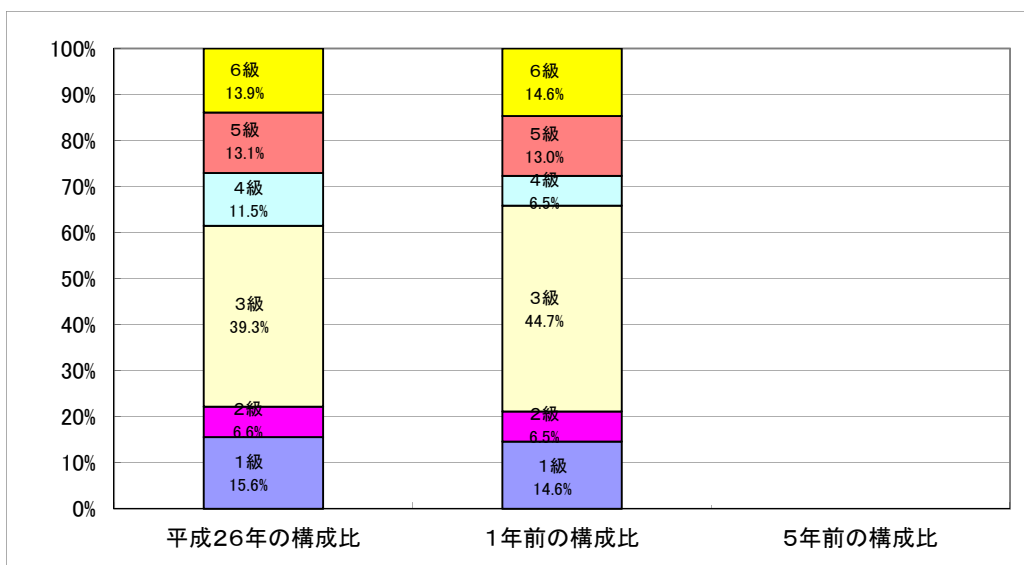
\* 該当者がいない場合は、( )の勤続年数の平均を記載

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給与月額	最高号給の 給与月額
6 級	会計管理者 課長 局長 参事	17 人	13.9 %	320,600 円	423,000 円
5 級	課長補佐 調整主幹	16 人	13.1 %	289,200 円	401,000 円
4 級	主幹	14 人	11.5 %	261,900 円	388,600 円
3 級	主査 副主査	48 人	39.3 %	222,900 円	355,000 円
2 級	主任	8 人	6.6 %	185,800 円	308,100 円
1 級	主事	19 人	15.6 %	135,600 円	243,700 円

- (注) 1 富士川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

○平成26年度は、管理職・リーダーに導入、今後その他職員にも導入予定  
 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分により5段階に評価し決定する。

(1) 勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分  
 ア 勤務成績が極めて良好である職員 A イ アに掲げる職員以外の職員 B  
 (2) 勤務成績が良好である職員 C (3) 勤務成績がやや良好でない職員 D  
 (4) 勤務成績が良好でない職員 E

昇給区分	適用年齢	A	B	C	D	E
昇給の号 給数	55歳未満	8	6	4(3)	2	0
	55歳以上	2	1	0	0	0

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

富士川町	山梨県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,417 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,484 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況)職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%	(加算措置の状況)職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

人事評価制度を導入しているが、勤勉手当への適用は未定
----------------------------

(2) 退職手当 (26年4月1日現在)

富士川町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算	
1人当たり平均支給額	15,456 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 該当なし

(4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	655 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	5,504 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	74.8 %		
手当の種類(手当数)	6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	感染症の防疫に従事する職員	感染症患者の救護等	日額 1,000円
災害出動手当	災害・火災現場へ出動した職員	災害現場への出動	日額 1,000円
野犬狩従事手当	野犬狩に従事した職員	野犬狩	日額 1,000円
動物死がい処理手当	動物の死がい処理に従事した職員	動物の死がい処理	日額 1,000円
行路病人取扱手当	行路病人の保護に従事した職員	行路病人の保護・収容	日額 1,500円
死体処理手当	死亡人の処理に従事した職員	死亡人の処理作業	日額 5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	21,132 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	172 千円
支給実績(24年度決算)	19,708 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	123 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 その他(配偶者あり) 6,500円 その他(配偶者なし) 11,000円 特定扶養加算 5,000円	同		14,063 千円	223,222 円
住居手当	借家等居住月額12,000円を超える家賃を支払う職員 上限27,000円	同		5,819 千円	306,263 円
通勤手当	通勤距離 片道2Km以上の職員 通勤距離に応じて 月額2,000円～24,500円	同		3,688 千円	44,976 円
管理職手当	課長補佐以上の管理職 6級4種 44,000円 6級5種 35,000円 5級5種 25,000円			13,267 千円	323,585 円
宿日直手当	宿直1日 4,200円			2,037 千円	16,697 円

## 5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	685,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 854,000 円/ 399,000 円	
	副 町 長	568,000 円	700,000 円/ 409,200 円	
	教 育 長	538,000 円		
報 酬	議 長	230,000 円	420,000 円/ 230,000 円	
	副 議 長	180,000 円	360,000 円/ 180,000 円	
	議 員	158,000 円	345,000 円/ 157,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(25年度支給割合)		
	副 市 町 村 長	4.050	月分	
議 長	議 長	(25年度支給割合)		
	副 議 長	3.15	月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	教 育 長	給料 × 42/100 × 在任月数	1,381万円	任期毎
	備 考	給料 × 20/100 × 在任月数	516万円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

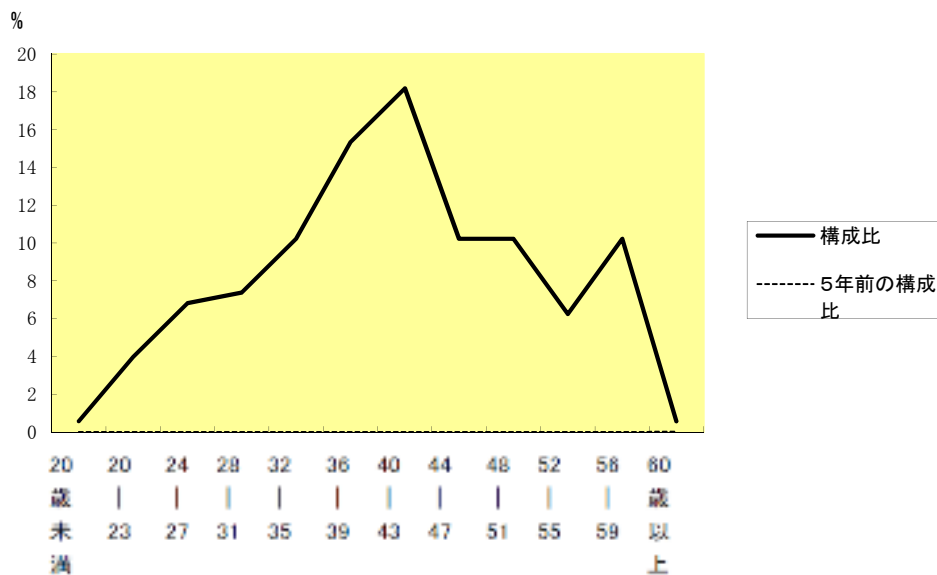
### (1) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成26年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	3	2	△1	事務の統合縮小 事務の統合縮小 育児休業補充 業務増 事務の民間等委託 退職不補充 育児休業補充 <参考> 人口1万人当たり職員数 90.34 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 70.03 人)
		総務	51	50	△1	
		税務	10	11	1	
		農水	8	9	1	
		商工	11	7	△3	
土木		10	10	0		
民生		42	41	△1		
衛生		16	17	1		
	計	151	147	△4		
	教 育 部 門	14	13	△1	事務の統合縮小	
	小 計	165	160	△5	<参考> 人口1万人当たり職員数 98.33 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 89.01 人)	
公 等 営 会 企 業 部 門	上 下 水 道	8	8	0		
	そ の 他	8	8	0		
	小 計	16	16	0		
合 計		181 [ 189 ]	176 [ 189 ]	△5	<参考> 人口1万人当たり職員数 108.16 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	7人	12人	13人	18人	27人	32人	18人	18人	11人	18人	1人	176人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		134	146	148	144	151	147	13 (9.7%)
教育		24	18	15	17	14	13	△11 (△45.8%)
消防								
普通会計計		158	164	163	161	165	160	2 (△1.3%)
公営企業等会計計		29	21	17	17	16	16	△13 (△44.8%)
総合計		187	185	180	178	181	176	△11 (△5.9%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 21年については、合併前の旧増穂町、旧鯉沢町の合計職員数。